

別表（第3条関係）

No.	1 区分（※1）		2 基準額	3 補助対象経費（※2）	
				（1）介護サービスを円滑に継続するための対応	（2）災害備蓄等への対応
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型	200千円/事業所	■訪問系サービス事業所 ■通所系サービス事業所 ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ. ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ボンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 ■入所施設 ■通所系サービス事業所 ■居住系サービス事業所 ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	■入所施設 ■訪問系サービス事業所 ■通所系サービス事業所 ■居住系サービス事業所 ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費
2		1月あたり延べ訪問回数200回以下	300千円/事業所		
3		1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400千円/事業所		
4		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500千円/事業所		
5	訪問入浴介護事業所	訪問系サービス事業所	200千円/事業所		
6	訪問看護事業所	訪問系サービス事業所	200千円/事業所		
7	訪問リハビリテーション事業所	訪問系サービス事業所	200千円/事業所		
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200千円/事業所		
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300千円/事業所		
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400千円/事業所		
11	通所リハビリテーション事業所	通所系サービス事業所	200千円/事業所		
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。）	居住系サービス事業所	200千円/事業所		
13	福祉用具貸与事業所	訪問系サービス事業所	200千円/事業所		
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	訪問系サービス事業所	200千円/事業所		
15	夜間対応型訪問介護事業所	訪問系サービス事業所	200千円/事業所		
16	地域密着型通所介護事業所	通所系サービス事業所	200千円/事業所		
17	認知症対応型通所介護事業所	通所系サービス事業所	200千円/事業所		
18	小規模多機能型居宅介護事業所	通所系サービス事業所	200千円/事業所		
19	認知症対応型共同生活介護事業所	居住系サービス事業所	200千円/事業所		
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く。）	居住系サービス事業所	200千円/事業所		
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	通所系サービス事業所	200千円/事業所		
22	居宅介護支援事業所	訪問系サービス事業所	200千円/事業所		
23	介護老人福祉施設	入所施設	6千円/定員		
24	介護老人保健施設	入所施設	6千円/定員		
25	介護医療院	入所施設	6千円/定員		
26	地域密着型介護老人福祉施設	入所施設	6千円/定員		
27	短期入所生活介護事業所（空床利用型を除く。）	入所施設	6千円/定員		
28	養護老人ホーム	入所施設	6千円/定員		
29	軽費老人ホーム	入所施設	6千円/定員		

※1 訪問介護及び通所介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断する。

ただし、令和7年4月2日以降に事業を開始した事業所は、指定日が属する月の翌月（指定日が1日の場合は当該月）のサービス提供分から申請時まで（最大で6ヶ月分）の平均により判断する。

・各入所施設の定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断する。

ただし、令和7年4月2日以降に事業を開始した施設は、指定日における定員数により判断する。

・各介護予防サービスは、対象に含まない。

・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は対象に含まず、当該事業の利用者数は基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

※2 外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の改修・修繕費用は、対象に含まない。

・財産処分制限の対象となる備品等（取得費用が税抜価格50万円以上）は、対象に含まない。